

京都市告示第596号

平成25年10月16日付けで認可した新御幸町町内会について、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月2日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町24番地の4	京都市上京区新御幸町34番地

2 代表者の氏名

変更前	変更後
川西 賢輝	田中 貴博

3 代表者の住所

変更前	変更後
京都市上京区新御幸町24番地の4	京都市上京区新御幸町34番地

(文化市民局地域自治推進室)